

南阿蘇村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	11,912	7,367,067	609,135	1,449,811	19.7	19.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
24年度	153	566,025	86,732	226,295	879,052

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
5,745	5,572

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。(本村には該当無し)

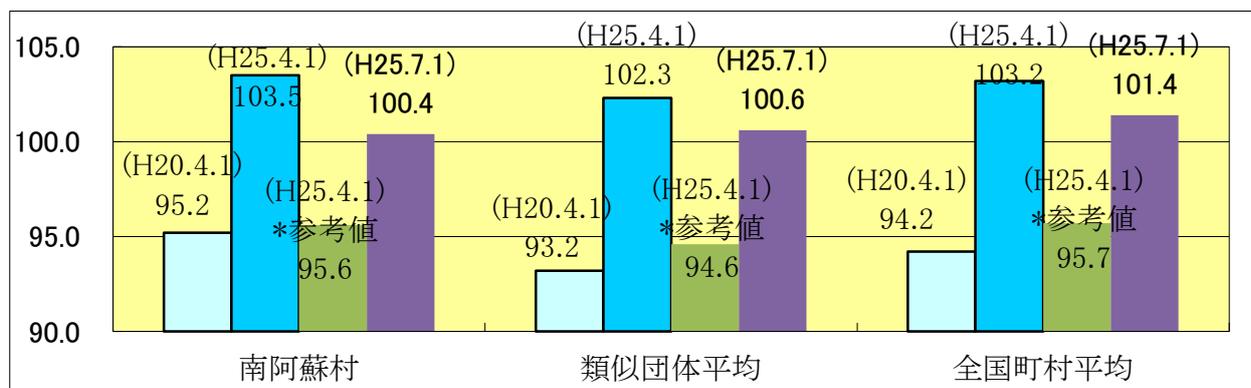
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 全職員一律2.85%の減額 【H25.4.1ラスパイレス指数103.5%(参考値95.6%)、減額時点のラスパイレス指数100.4%】	
(手当) 管理職手当の10%減額	

(その他)
なし

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

※南阿蘇村には人事委員会がないため該当しません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南阿蘇村	43.2 歳	319,463 円	358,147 円	347,930 円
熊本県	43.7 歳	344,852 円	407,906 円	372,704 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.8 歳	313,339 円	355,207 円	339,630 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
南阿蘇村	52.0 歳	7 人	289,529 円	303,072 円	#####	—	—	—	—
うち運転手	52.8 歳	2 人	291,350 円	308,650 円	#####	自家用自動車運転者	54.7 歳	175,900 円	1.75
その他の労務職	51.8 歳	5 人	288,800 円	300,840 円	#####	—	—	—	—
熊本県	49.7 歳	329 人	334,418 円	371,298 円	#####	—	—	—	—
国	49.9 歳	3272 人	272,119 円	—	#####	—	—	—	—
類似団体	49.9 歳	7 人	288,856 円	309,071 円	#####	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南阿蘇村	—	—	—
うち運転手	4,958,700 円	2,290,900 円	2.16
その他の労務職	4,808,700 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※ 技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区分		南阿蘇村	熊本県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	—
	中学卒	129,200 円	130,500 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(25年4月1日現在)

区分		経験年数9年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	221,150 円	358,700 円	373,850 円	393,641 円
	高校卒	195,500 円	308,200 円	345,350 円	373,500 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

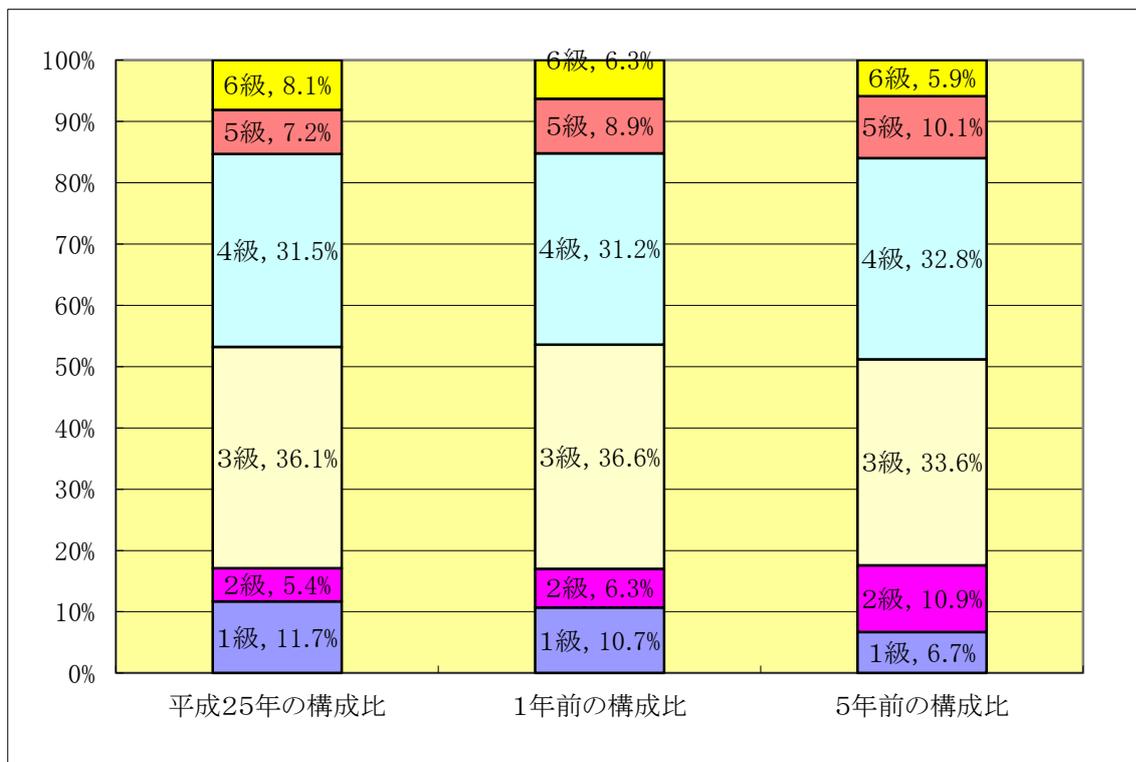
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、保育士及び保健師の職務	13 人	11.7 %	135,600 円	243,700 円
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、保育士及び保健師の職務	6 人	5.4 %	185,800 円	307,800 円
3級	係長の職務 主査の職務 その他長が規則で定める職の職務	40 人	36.1 %	222,900 円	354,700 円
4級	課(所)長の職務及びその職務に相当する職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課(所)長補佐、主幹の職務及びその職務に相当する職務	35 人	31.5 %	261,900 円	388,300 円
5級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課(所)長及びその職務に相当する職務	8 人	7.2 %	289,200 円	400,600 円
6級	総務課長及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	9 人	8.1 %	320,600 円	422,600 円

(注) 1 南阿蘇村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
平成22年から試行中
- 昇給への勤務成績の反映状況
人事評価が試行中であるため、昇給区分に差を設けなかった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南阿蘇村	熊本県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,391 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,583 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務実績の評定の実施状況 平成22年度から試行中
2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況 人事評価が試行中であるため、成績率に差を設けず、一律の支給を行った。

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

南阿蘇村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置	定年前早期退職特例	
(退職時特別昇給	なし)		措置(2%~20%加算)	
	定年	勸奨			
1人当たり平均支給額	25,851 千円	- 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

※南阿蘇村には本手当はありません。

(4) 特殊勤務手当

※南阿蘇村には本手当はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	10,227 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	94 千円
支給実績(23年度決算)	6,149 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	56 千円

(6) その他の手当(25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	○配偶者:13,000円 ○扶養親族:6,500円	同じ	-	25,477 千円	252,248 円
住居手当	○借家の場合:家賃に応じ27,000円を限度に支給 ○持ち家の場合:3,500円	一部異なる	持家居住者、取得後5年まで2,500円	10,367 千円	127,988 円
通勤手当	○交通機関利用:月額55,000円を限度に支給 ○自家用車等を利用の場合:距離に応じ2,000~24,500円	同じ	-	9,879 千円	70,064 円
管理職手当	○課長級:給与月額7% ○審議員:給与月額6% ○課長補佐:給与月額4%	異なる	国は定額制	12,755 千円	240,660 円
宿日直手当	○宿直・日直勤務を命じられた職員に対し、1回4,200円を支給	同じ	-	8,165 千円	53,019 円
休日勤務手当	○祝日に勤務した職員に通常的时间単価に135/100を乗じた額	同じ	-	- 千円	- 円

5 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額 等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
給 料	村 長	763,000 円	792,300 円 / 353,500 円
	副 村 長	580,000 円	657,400 円 / 326,400 円
報 酬	議 長	310,000 円	326,000 円 / 199,000 円
	副 議 長	256,000 円	269,000 円 / 171,000 円
	議 員	233,000 円	250,000 円 / 157,500 円
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(24年度支給割合) 2.6 月分	
	議 長 副 議 員	(24年度支給割合) 2.6 月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 763千円×在職年数×500/100	(1期の手当額) 15,260千円 (支給時期) 退職又は任期満了
	副 村 長	580千円×在職年数×290/100	6,728千円 退職又は任期満了
	備 考		

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

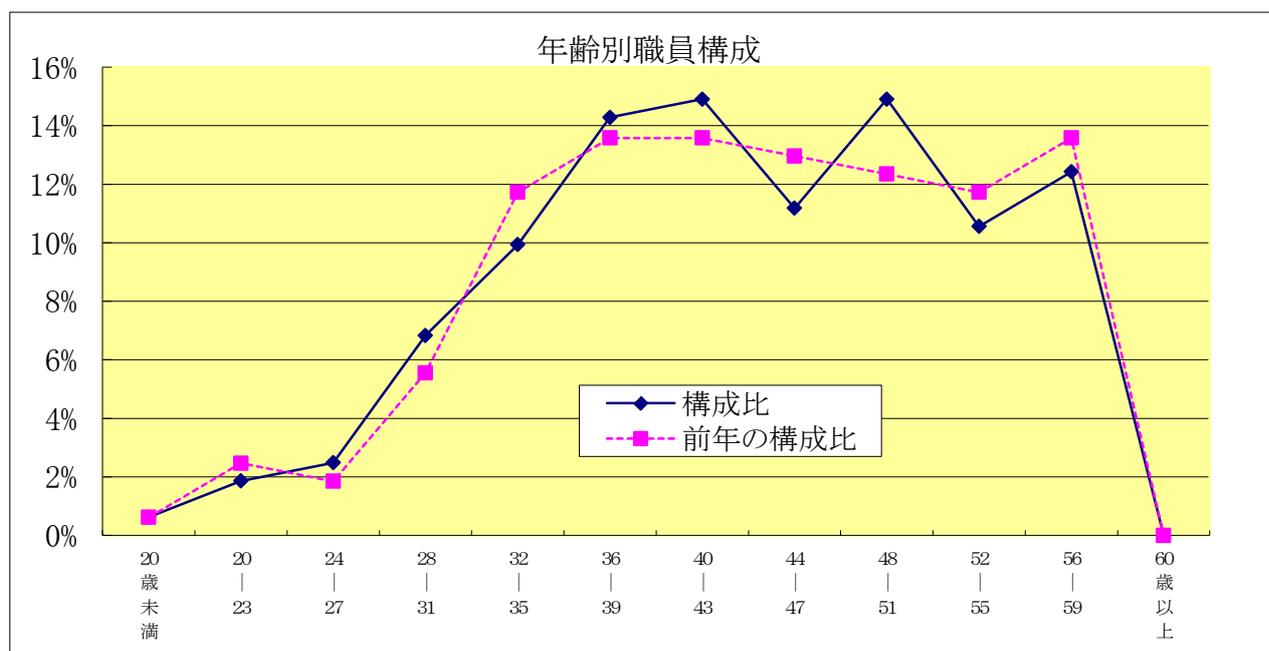
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	3	1	選挙対応による一時的な増 議会の増に伴う一時的な減 退職不補充による減
		総務	44	43	▲1	
		税務	12	12	0	
		民生	46	45	▲1	
		衛生	3	3	0	
		農林	16	16	0	
		商工	5	5	0	
	土木	9	9	0		
	計	137	136	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.2 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 91.55 人)	
	教育部門	14	14	0		
消防部門	-	-	-			
小計	151	150	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 125.9 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 110.97 人)		
公営企業会計等部門	水道	3	3	0		
	下水道	3	3	0		
	その他	5	5	0		
	小計	11	11	0		
合計		162	161	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 135.2 人	
		[195]	[195]	[0]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	4人	11人	16人	23人	24人	18人	24人	17人	20人	0人	161人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	147	141	141	137	137	136	▲ 11 (▲ 7.5)%
教 育	16	16	15	14	14	14	▲ 2 (▲ 12.5)%
消 防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	163	157	156	151	151	150	▲ 13 (▲ 8.0)%
公営企業	11	13	13	12	11	11	0 (0.0)%
総 合 計	174	170	169	163	162	161	▲ 13 (▲ 7.5)%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にたっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。